意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施	策	案	の	名	称	取手市第6期障害福祉計画(令和3年度~5年度)	
意	見	募	集	期	間	令和2年12月15日から令和3年1月15日まで	
意	見	提	出	者	数	3人	
提	出	Ę	Ē.	見	数	8件	
意	見	Į	頁	目	数	8件	
		提占		の内訳		直接窓口へ持参 人 件	
**	в -				≓ □	郵 送 人 件	
思	兄 1		[j 0]		八百	ファクス 人 件	
						電子メール 3人 8件	
			力 反 映;			A 案に反映させたもの(反映・修正箇所がわかるものを添付)	1件
						B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	件
意	見(の反		・結	果	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	6件
						D 案に反映できないもの	件
						E その他 (感想・賛否のみなど)	1件
匿意	名 見	等 提	に 出	よ 者	る 数	人 人	

[※]意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、 意見の内容に着目し、これを考慮した市(実施機関)の考え方を掲載しています

[※]類似の意見に対しては、まとめて市(実施機関)の考え方を掲載したものがある場合は、意見 項目数と一致しません

[※]詳細は別紙のとおり

提出された意見と市の考え方

番号	該 当ページ	意見	市(実施機関)の考え方	反映 区分
1		令和3年度の報酬改定等に向けて、厚労省の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、障害福祉サービス給付費の改定や感染症・災害への対応が議論されているが、このあたりの記載がありません。 厚労省の動向を勘案し、特に施設や事業所に対する感染症や災害時への対応を明記すべきではないか?	ご意見のとおり障害福祉サー和3 年度報酬改定検討チームが令和3 年度報酬改定に向報酬改定に向報酬改定に向報酬改定に可報酬改定に可報酬を定定の報酬を記しています。 「(3) 障害者総直して「3) 障害者とにではでいまではでででででででででででででででででででででででででででででででで	A
	② P23	23ページの(2)精神障害にも 対応した地域包括ケアシステムの 構築について、市町村ごとの協議 の場の設置については、引き続き 設置に向けた取り組みを推進して いく。との記載があるが、協議の 場というのは、協議会を設置して いくのか? また、どのようなメンバーを集め て、何を議論するのか?	精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムについては、現在 中心的活動主体、構成、開催の 回数も決まっておりません。 関本でも2カ所の保健所で国のモデル 事業に取り組んでいる状です。 いずれ竜ケ崎保健所すると思いずか始まると思います。 との取り組みを参考にしても対が始まると思います。 と地域包括ケアシステムしての茨城型の精神障害にもの協議の場をどのように実施していきたいと考えなります。	С
	③ P51	51ページに障害福祉課が基幹相 談支援センターの役割を担いなが ら・・・とありますが、近年、精 神障害者等の増加していることに 伴い、相談件数も増加しているこ とから、高齢者部局の地域包括支 援センターのように、社会福祉法 人等に委託し、委託型の基幹相談 支援センターを設置すべきでは?	県内において基幹相談支援センターを設置している市町村数は12市町村です。そのうち直営が6、委託が6市町村です。当市におきましては、基幹相談支援センターを掲げてはおりませんが、機能強化として専門職を配置し障害福祉課においてその機能は果たしているものと認識しております。しかしながら、さ	С

	④ P55	55ページの(6)成年後見制度 利用支援事業や成年後見制度利用 促進法に基づく対応等について は、昨年度に高齢福祉課と障害福 祉課が事務局となり、令和2年度 から3カ年の取手市成年後見制度 利用促進基本計画を策定しまし た。	まざまな場面で利用者・事業所・行政等,関係各機関とので、としての機能の確立はなりますので、体制等を含めセンターとしての機能ので、体制等を含めてまなりますので、体制等を含めてまかります。 成年後見制度利用支援事業の中核機関、協議会の詳細なの政策を記載したものは、ご意見の取りを記載したものは、ご意見の取りに対したものは、ご意見の取りに対したものは、ご意見の取りに対したものは、ご意見の取りに対したものは、ご意見の取りに対しています。このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、	С
		その内容を勘案して、中核機関や協議会の取組の記載を充実すべきでは? また、令和2年12月現在、障害分野における市長申立件数は0件、報酬助成件数は1件なので、第6期計画の見込みが過大なのでは?	ターとの連携を強化し成年後見制度の利用者拡大のための取り組み方の考え方を示しています。 成年後見制度利用支援事業の第6期計画の利用見込み件数は令和2年度の利用実績、現在受けている相談件数から見込んでいます。	
2	① P43	43ページに「難聴児の支援」とありますが生後すぐのABRで異常ありとなった子だけでしょうか。 3歳5ヶ月健診は親による聴力検査のみで会場で相談しても「病院に聞いてみてください」とのこと。紹介状も書いてもらえず、会場健診の意味がありませんでした。難聴かどうか判明する前の支援体制を求めます。	今回国が示した難聴児で、接別では都道府県において、大きで、大きでは都道をできる。 第一年のでは、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが	С

			さんはコミュニケーションの課題やことばの遅れ等類似した点があります。また、両者が合けしていることもあります。その支援の必要性について関診結果を踏まえ医療機関に関する情報や療育に関する情報な活との後の支援につながるよう状況に応じたきめます。	
	② P47	47ページの障害児相談支援の項目ですが、市立こども発達センターでは毎年更新時に「セルフプラン」を強いられます。もう2年近く通っていますが、児童発達支援ではサービス等利用計画は作成されずセルフプランしか選択肢がないものと思っておりました。プロの目線でサービス等利用計画を作成してくださる事業者に早く参入していただきたいです。競争原理が働いていないため、サービスが高まる余地がありません。	障害児相談支援は関係機関をつまず。質の確保と向上を図りなど、 要な役割を担っていないという。 質の確保と向上を図りなど、 要があります。相談支援事業やのます。 を利用されるとして、 を利用ないは、 を利用というなど、 を利用というないが、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を利用というなど、 を対したが、 を対したが、 を対したが、 というなど、 を対したが、 を対して、 がいるにでいておいて、 対い、 を対して、 対い、 を対して、 対い、 は、 に、 がいるに、 はいるに、 がいるに、 はいるに、 がいるに、 はいる。 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいるに、 はいる。	С
	3	市立こども発達センターは医療相 談を実施しているにもかかわらず 「様子をみましょう」としか言わ れず、結局自分で発達外来を探し て受診し、病院での作業療法につ ながりました。 積極的に医療につなげる体制を求 めます。	市のこども発達センターが行っている医療相談については、医療相談に携わる専門医と相談しながら、医療につながりやすくなるよう改善を図ってまいります。	E
3	①	担当課におかれましては、日頃からご尽力いただき、本当にありがとうございます。この度の取手市第6期障害福祉計画については、特に意見はありません。取り組むべきことが多岐にわ	ご意見のとおり障害福祉サービスにおいてはライフステージに沿った支援や個々の状態にあったきめ細かなサービスの提供が求められています。また福祉人材の確保のためには専門性を高	С

たり、大変なご苦労あるかと思い ます。頑張ってください。

今回は、もう少し視点を拡げた点 から意見を提出させていただきた いと思います。一意見として、ご 参考願います。

人口減少・高齢化が進む中におい ても、障害福祉の対象者は年々増 加しているとのこと。また、障害 の種類や程度など、本当にお一人 おひとりで違いがあり、その方に あったニーズに応えてサービス提 供するのは大変なことです。家族 や地域の支える力が弱まる一方 で、行政や民間事業者に頼らざる を得ない状況が、今後ますます広 がっていくでしょう。専門家の育 成と、社会全体の障害福祉に対す る認知度・理解度を挙げ、市民の 意識の底上げを図る、この2つを推 進する必要があります。どちらの 課題もいち自治体の取り組みだけ では難しいところですが、取手市 としてすぐ取り組めること、取り 組むべきことを2点提案します。 ①小中学校で障害福祉への認知・ 理解を深める機会を増やす ②あいサポート運動を推進する どちらも、全庁的に共通認識をも って、各課連携して取り組んでい くべきだと考えます。

コロナ禍で、社会全体いろんな意 味で余裕がなくなっていると実感 します。厳しい状況が続くことが 予想されますが、新しい社会に作 り替えるチャンスでもあると感じ ています。私も微力ながらお手伝 いさせていただければと思いま す。いろんな方を巻き込みながら 良い方向へ進むよう、頑張りまし よう。

める研修や、働き甲斐のある魅 力的な職場であることへの広報 等に取り組む必要があると国の 基本指針にも示されています。 次に目指すべき共生社会の実現 のための取り組みとして障害理 解に関する啓発活動を進めてい く必要があります。ご提案の取 り組みの1点目は学校教育におけ る福祉教育の推進、2点目の地域 での障害理解の運動は共生社会 の理解を深めるための重要な取 り組みだと認識しております。 障害理解の促進のためにも必要 な広報啓発の推進に努めてまり ます。

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、 意見の内容に着目し、これを考慮した市(実施機関)の考え方を掲載しています

匿名等によって提出された意見

番号	意見